

平成20年9月30日

高松市議会議長 菰渕 将鷹 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成17年9月27日付け高市議議第76号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市議会をいう。以下同じ。）が、公開、一部公開および非公開（行政文書不存在）とした処分のうち、「請願書中の紹介議員の印影」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高市議議第76号の諮問に係るもの】

- （１） 高松市議会への「請願書」および「陳情書」の提出期限について記載した一切の文書
- （２） 上記（１）の提出期限を定めた根拠ないし理由の分かる一切の資料
- （３） 高松市議会において「陳情書」の処理を高松市議会会議規則第138条の規定により「請願書の例により処理する」ことをしない理由の分かる一切の文書その他の資料

- (4) 高松市議会議員が請願又は陳情しようとする者に対して、その氏名、請願または陳情の内容を尋ねる法的根拠および理由の分かる一切の文書その他の資料
- (5) 平成16年度に提出された「請願書」および「陳情書」の全部、ならびに各件名の一覧

平成17年8月24日：請求人からの公開請求を受付

平成17年9月 7日：実施機関が公開、一部公開および非公開（行政文書不存在）の決定

平成17年9月 9日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例第8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

陳情書のうち団体代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえず、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し、非公開が相当である。

請願書のうち個人の印影、陳情書のうち個人の住所、氏名、電話番号、印影は、特定の個人を識別することができるため、また、当人の正当な利益を

害するおそれがあるため、条例 7 条 1 号に該当し、非公開が相当である。

各会派会長会は、法令等に規定されたものではなく、所属議員 3 名以上の会派の会長（同志会は副会長を含む）および正・副議長で構成された事実上の組織であり、「議会運営等に関すること」について、各会派間で協議検討することを目的としている。

このため、各会派会長会の協議内容および協議資料は、議会内部における議会運営等の決定に至るまでの会派間の調整段階のものであり、十分に協議検討されていない未成熟な情報が含まれているため、公にすることにより、今後の会派間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例 7 条 4 号に該当し、協議内容および協議資料の部分について非公開決定の処分を行ったものである。

また、高松市議会職員が請願又は陳情しようとする者に対して、その氏名、請願又は陳情の内容を尋ねる法的根拠および理由の分かる一切の文書その他の資料については、作成していないため行政文書として不存在である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

対象行政文書は、公開したもののうち、2－（1）に係るものについては、議会運営委員会の結果について（決裁：平成 15 年 6 月 20 日付け）、2－（2）に係るものについては委員会日誌（議会運営委員会：平成 15 年 6 月 20 日）、2－（3）に係るものについては委員会日誌（議会運営委員会：平成 3 年 8 月 13 日）、2－（5）に係るものについては請願受理一覧表および陳情受理一覧表である。

一部公開したもののうち、2－（2）に係るものについては、協議会等日誌（各会派会長会：平成 15 年 5 月 30 日）、2－（3）に係るものについては、協議会等日誌（各会派会長会：平成 7 年 5 月 23 日・平成 11 年 5 月 24 日・平成 15 年 5 月 30 日）、2－（5）に係るものについては、請願書（平成 17 年請願第 1 号～請願第 5 号）および陳情書である。

2－（4）については、行政文書不存在とした。以下、非公開部分および

不存在理由について検討する。

(1) 団体代表者の印影について

陳情書のうち団体代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性は無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えず、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し、非公開が相当であるとした実施機関の判断に不合理な点はない。

(2) 請願書のうち個人の印影、陳情書のうち個人の住所、氏名、電話番号および印影について

当該情報について、特定の個人を識別することができるため、また、当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 紹介議員の印影について

請願書のうち紹介議員の印影については、請願行為の紹介という公務員たる議員の職務の遂行に係る情報であり、条例7条1号ウに相当し、公開すべきである。

(4) 各会派会長会の協議内容及び協議資料について

協議内容及び協議資料については、議会内部における議会運営等の決定に至るまでの会派間の調整段階のものであり、十分に協議検討されていない未成熟な情報が含まれているため、公にすることにより、今後の会派間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例7条4号に該当し、非公開とした実施機関の処分は相当である。

(5) 行政文書不存在について

高松市議会職員が請願又は陳情しようとする者に対して、その氏名、請願または陳情の内容を尋ねる法的根拠および理由の分かる一切の文書その他の資料については、その法的根拠はなく、また文書については作成していないため、行政文書として不存在という実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年9月27日	諮問書受付
平成18年9月5日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年8月22日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年9月19日	答申案審査
平成20年9月30日	答申